

構造改革特別区域計画認定申請書

地 振 第 2 1 7 号
平成 1 8 年 2 月 1 日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

平成 1 7 年 3 月 2 8 日付けで認定を受けた構造改革特区計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

構造改革特別区域計画

8 特定事業の名称

別紙 1

1 特定事業の名称

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

4 特定事業の内容

5 当該規制の特例措置の内容

別紙 2

1 特定事業の名称

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

4 特定事業の内容

5 当該規制の特例措置の内容

2. 変更事項の内容

別紙新旧対照表のとおり

(別表)

新	旧																						
<p>別紙1</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1131(1143) 名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 ①学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校(宮城県仙台市青葉区花京院一丁目3番1号) ②学校法人菅原学園 仙台情報ビジネス専門学校(宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番1号) ③学校法人友愛学園 東北文化学園専門学校(宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号) ④学校法人立志舎 東京IT会計専門学校仙台校(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号) ⑤学校法人北杜学園 仙台大原簿記公務員専門学校(宮城県仙台市青葉区中央四丁目2番25号) ⑥学校法人東北工業大学(宮城県仙台市太白区八木山香澄町35番1号) ⑦学校法人梅檀学園 東北福祉大学(宮城県仙台市青葉区国見一丁目8番1号)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <table border="1" data-bbox="241 1026 1097 1273"><tr><td>①初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料1のとおり</td></tr><tr><td>②初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料2のとおり</td></tr><tr><td>③初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料3のとおり</td></tr><tr><td>④初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料4のとおり</td></tr><tr><td>⑤初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料9のとおり</td></tr><tr><td>⑥初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料10のとおり</td></tr><tr><td>⑦初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料11のとおり</td></tr></table> <p>なお、認定講座の運営に当たっては、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p>	①初級システムアドミニストレータ講座	別添資料1のとおり	②初級システムアドミニストレータ講座	別添資料2のとおり	③初級システムアドミニストレータ講座	別添資料3のとおり	④初級システムアドミニストレータ講座	別添資料4のとおり	⑤初級システムアドミニストレータ講座	別添資料9のとおり	⑥初級システムアドミニストレータ講座	別添資料10のとおり	⑦初級システムアドミニストレータ講座	別添資料11のとおり	<p>別紙1</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1131 名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 ①学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校(宮城県仙台市青葉区花京院一丁目3番1号) ②学校法人菅原学園 仙台情報ビジネス専門学校(宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番1号) ③学校法人友愛学園 東北文化学園専門学校(宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号) ④学校法人立志舎 東京IT会計専門学校仙台校(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <table border="1" data-bbox="1137 1026 1993 1145"><tr><td>①初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料1のとおり</td></tr><tr><td>②初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料2のとおり</td></tr><tr><td>③初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料3のとおり</td></tr><tr><td>④初級システムアドミニストレータ講座</td><td>別添資料4のとおり</td></tr></table>	①初級システムアドミニストレータ講座	別添資料1のとおり	②初級システムアドミニストレータ講座	別添資料2のとおり	③初級システムアドミニストレータ講座	別添資料3のとおり	④初級システムアドミニストレータ講座	別添資料4のとおり
①初級システムアドミニストレータ講座	別添資料1のとおり																						
②初級システムアドミニストレータ講座	別添資料2のとおり																						
③初級システムアドミニストレータ講座	別添資料3のとおり																						
④初級システムアドミニストレータ講座	別添資料4のとおり																						
⑤初級システムアドミニストレータ講座	別添資料9のとおり																						
⑥初級システムアドミニストレータ講座	別添資料10のとおり																						
⑦初級システムアドミニストレータ講座	別添資料11のとおり																						
①初級システムアドミニストレータ講座	別添資料1のとおり																						
②初級システムアドミニストレータ講座	別添資料2のとおり																						
③初級システムアドミニストレータ講座	別添資料3のとおり																						
④初級システムアドミニストレータ講座	別添資料4のとおり																						

(2) 修了認定の基準

○当該認定に係る講座の出席率（下記参照）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

①初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の10分の8以上
②初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の4分の3以上
③初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の3分の2以上
④初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の3分の2以上
⑤初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の3分の2以上
⑥初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の3分の2以上
⑦初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の3分の2以上

<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、第1次・第2次産業から第3次産業へ就労構造が変化している。特に第3次産業の中でも成長産業である情報・通信分野でのIT技術者へのニーズは強く、早急なIT人材の強化・育成が求められている。

そのため、IT人材の若年層などの底辺の拡大を図るため、ITの基礎的な技術を備え、また、多くのIT関連企業が、IT技術者としての素養を確かめる意味で、初級システムアドミニストレータ試験に合格することを、IT技術者を目指すうえで当然身につけておくべきものの一つと捉えているため、当該試験合格者の拡大を図るものである。

この事業の実施によって初級システムアドミニストレータ試験の午前試験が免除されることになるので、受験者の負担が軽くなり、受験機会の増加を促すことに通じ、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材を確保することが可能となる。

また、講座認定教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにつながり、ひいては、IT関連産業の人材の確保と集積促進・振興につながるものである。

(2) 修了認定の基準

○当該認定に係る講座の出席率（下記参照）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

①初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の10分の9以上
②初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の4分の3以上
③初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の3分の2以上
④初級システムアドミニストレータ講座	講座全体の3分の2以上

<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、第1次・第2次産業から第3次産業へ就労構造が変化している。特に第3次産業の中でも成長産業である情報・通信分野でのIT技術者へのニーズは強く、早急なIT人材の強化・育成が求められている。

そのため、IT人材の若年層などの底辺の拡大を図るため、ITの基礎的な技術を備え、また、多くのIT関連企業が、IT技術者としての素養を確かめる意味で、初級システムアドミニストレータ試験に合格することを、IT技術者を目指すうえで当然身につけておくべきものの一つと捉えているため、当該試験合格者の拡大を図るものである。

この事業の実施によって初級システムアドミニストレータ試験の午前試験が免除されることになるので、受験者の負担が軽くなり、受験機会の増加を促すことに通じ、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材を確保することが可能となる。

また、講座認定教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにつながり、ひいては、IT関連産業の人材の確保と集積促進・振興につながるものである。

現時点では、当該特定事業の実施を希望している学校は専門学校4校だけであるが、今後、特区内の各種学校に対して引き続き働きかけ、希望する学校においては事業を実施していくこととする。

なお、特区計画の認定を受けた日以降、受け入れ体制の準備など準備期間が必要なことから、各専門学校の事業の実施は、平成17年4月1日からとする。

(別表)

新	旧																						
<p>別紙 2</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1132(1144) 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>①学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校(宮城県仙台市青葉区花京院一丁目3番1号)</p> <p>②学校法人菅原学園 仙台情報ビジネス専門学校(宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番1号)</p> <p>③学校法人友愛学園 東北文化学園専門学校(宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号)</p> <p>④学校法人立志舎 東京IT会計専門学校仙台校(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号)</p> <p>⑤学校法人北杜学園 仙台大原簿記公務員専門学校(宮城県仙台市青葉区中央四丁目2番25号)</p> <p>⑥学校法人東北工業大学(宮城県仙台市太白区八木山香澄町35番1号)</p> <p>⑦学校法人梅檀学園 東北福祉大学(宮城県仙台市青葉区国見一丁目8番1号)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <table border="1" data-bbox="248 997 1099 1241"><tr><td>①基本情報技術者講座</td><td>別添資料5のとおり</td></tr><tr><td>②基本情報技術者講座</td><td>別添資料6のとおり</td></tr><tr><td>③基本情報技術者講座</td><td>別添資料7のとおり</td></tr><tr><td>④基本情報技術者講座</td><td>別添資料8のとおり</td></tr><tr><td>⑤基本情報技術者講座</td><td>別添資料12のとおり</td></tr><tr><td>⑥基本情報技術者講座</td><td>別添資料13のとおり</td></tr><tr><td>⑦基本情報技術者講座</td><td>別添資料14のとおり</td></tr></table> <p>なお、認定講座の運営に当たっては、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p>	①基本情報技術者講座	別添資料5のとおり	②基本情報技術者講座	別添資料6のとおり	③基本情報技術者講座	別添資料7のとおり	④基本情報技術者講座	別添資料8のとおり	⑤基本情報技術者講座	別添資料12のとおり	⑥基本情報技術者講座	別添資料13のとおり	⑦基本情報技術者講座	別添資料14のとおり	<p>別紙 2</p> <p>1 特定事業の名称 番号 1132 名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>①学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校(宮城県仙台市青葉区花京院一丁目3番1号)</p> <p>②学校法人菅原学園 仙台情報ビジネス専門学校(宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番1号)</p> <p>③学校法人友愛学園 東北文化学園専門学校(宮城県仙台市青葉区国見六丁目45番16号)</p> <p>④学校法人立志舎 東京IT会計専門学校仙台校(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号)</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</p> <table border="1" data-bbox="1144 997 1995 1118"><tr><td>①基本情報技術者講座</td><td>別添資料5のとおり</td></tr><tr><td>②基本情報技術者講座</td><td>別添資料6のとおり</td></tr><tr><td>③基本情報技術者講座</td><td>別添資料7のとおり</td></tr><tr><td>④基本情報技術者講座</td><td>別添資料8のとおり</td></tr></table>	①基本情報技術者講座	別添資料5のとおり	②基本情報技術者講座	別添資料6のとおり	③基本情報技術者講座	別添資料7のとおり	④基本情報技術者講座	別添資料8のとおり
①基本情報技術者講座	別添資料5のとおり																						
②基本情報技術者講座	別添資料6のとおり																						
③基本情報技術者講座	別添資料7のとおり																						
④基本情報技術者講座	別添資料8のとおり																						
⑤基本情報技術者講座	別添資料12のとおり																						
⑥基本情報技術者講座	別添資料13のとおり																						
⑦基本情報技術者講座	別添資料14のとおり																						
①基本情報技術者講座	別添資料5のとおり																						
②基本情報技術者講座	別添資料6のとおり																						
③基本情報技術者講座	別添資料7のとおり																						
④基本情報技術者講座	別添資料8のとおり																						

(2) 修了認定の基準

○当該認定に係る講座の出席率（下記参照）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

①基本情報技術者講座	講座全体の10分の8以上
②基本情報技術者講座	講座全体の4分の3以上
③基本情報技術者講座	講座全体の3分の2以上
④基本情報技術者講座	講座全体の3分の2以上
⑤基本情報技術者講座	講座全体の3分の2以上
⑥基本情報技術者講座	講座全体の3分の2以上
⑦基本情報技術者講座	講座全体の3分の2以上

<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、第1次・第2次産業から第3次産業へ就労構造が変化している。特に第3次産業の中でも成長産業である情報・通信分野でのIT技術者へのニーズは強く、早急なIT人材の強化・育成が求められている。

そのため、IT人材の若年層などの底辺の拡大を図るため、ITの基礎的な技術を備え、また、多くのIT関連企業が、IT技術者としての素養を確かめる意味で、基本情報技術者試験に合格することを、IT技術者を目指すうえで当然身につけておくべきものの一つと捉えているため、当該試験合格者の拡大を図るものである。

この事業の実施によって基本情報技術者試験の午前試験が免除されることになるので、受験者の負担が軽くなり、受験機会の増加を促すことに通じ、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材を確保することが可能となる。

また、講座認定教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにつながり、ひいては、IT関連産業の人材の確保と集積促進・振興につながるものである。

(2) 修了認定の基準

○当該認定に係る講座の出席率（下記参照）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

①基本情報技術者講座	講座全体の10分の9以上
②基本情報技術者講座	講座全体の4分の3以上
③基本情報技術者講座	講座全体の3分の2以上
④基本情報技術者講座	講座全体の3分の2以上

<省略>

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、第1次・第2次産業から第3次産業へ就労構造が変化している。特に第3次産業の中でも成長産業である情報・通信分野でのIT技術者へのニーズは強く、早急なIT人材の強化・育成が求められている。

そのため、IT人材の若年層などの底辺の拡大を図るため、ITの基礎的な技術を備え、また、多くのIT関連企業が、IT技術者としての素養を確かめる意味で、基本情報技術者試験に合格することを、IT技術者を目指すうえで当然身につけておくべきものの一つと捉えているため、当該試験合格者の拡大を図るものである。

この事業の実施によって基本情報技術者試験の午前試験が免除されることになるので、受験者の負担が軽くなり、受験機会の増加を促すことに通じ、合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材を確保することが可能となる。

また、講座認定教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにつながり、ひいては、IT関連産業の人材の確保と集積促進・振興につながるものである。

現時点では、当該特定事業の実施を希望している学校は専門学校4校だけであるが、今後、特区内の各種学校に対して引き続き働きかけ、希望する学校においては事業を実施していくこととする。

なお、特区計画の認定を受けた日以降、受け入れ体制の準備など準備期間が必要なことから、各専門学校の事業の実施は、平成17年4月1日からとする。